



山形県公報

平成24年2月7日(火)
第2315号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……121
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……122
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……123
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……126
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……128
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……129
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……130
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……131
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……132
- 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……133

## 告 示

### 山形県告示第108号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ヤマザワ調剤薬局 米沢中田店    | 米沢市中田町997番地の1       | 平成24. 1. 1 |

**山形県告示第109号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日     |
|----------------|------------------|------------------|-----------|
| 株式会社ケアセンターベにばな | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 | 寒河江市大字島字島東228番地1 | 平成23.12.1 |

**山形県告示第110号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------|---------------------------|---------|-----------|
| 株式会社ケアリッツ          | ケアリッツ<br>鶴岡市羽黒町川代字八森238番地 | 訪問介護    | 平成24.1.24 |

**山形県告示第111号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類  | 指定年月日     |
|----------------------|--------------------------|----------|-----------|
| 株式会社ケアリッツ            | ケアリッツ<br>鶴岡市羽黒町川代字八森238番 | 介護予防訪問介護 | 平成24.1.24 |

**山形県告示第112号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類      | 廃止年月日     |
|----------------------|-------------------------------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人 まむろ川福祉会       | 短期入所生活介護事業所「悠悠」<br>最上郡真室川町大字新町469番5 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成24.3.31 |

**山形県告示第113号**

最上川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年1月26日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成24年2月10日から同年3月9日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第114号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域  
山形市大字十文字地域
- 公共測量を実施する期間  
平成23年12月20日から平成24年3月23日まで
- 作業の種類  
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量、路線測量）

**山形県告示第115号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 施行者の名称  
寒河江市
- 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 寒河江都市計画道路事業  
(2) 名称 3・4・8号山西米沢線
- 事業地  
(1) 収用の部分 寒河江市大字寒河江字内の袋及び字塩水地内  
(2) 使用の部分 なし
- 事業施行期間  
平成24年2月7日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第116号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| キノウガ沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蟹沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 三百刈沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沢田沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沢田東沢－1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 沢田東沢－2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大袖野沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 南高野沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 柴倉南沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 鍵掛沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 天屋沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 原ノ沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大沢北沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 八ヶ森沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西八ヶ森沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 金比羅山沢       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 西清水沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 清水沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 東清水沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 千陀羅沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 萱刈沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 鳥屋沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|        |          |      |
|--------|----------|------|
| 矢の沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 折立沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 裏山沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 小沼沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 天戸屋沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 大日沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 入湯ノ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 所沢     | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 丸山沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 南細入沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 蟹ヶ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 沼ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 田代沢北沢  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 柳沢     | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 若宮神社沢  | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 品子沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 畑造路沢   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 高造路川   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 林ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 滝ノ沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 小稲沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 堀切沢    | 別紙図面のとおり | 土石流  |
| 広河原    | 別紙図面のとおり | 地すべり |
| 広河原2-1 | 別紙図面のとおり | 地すべり |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 広河原2-2 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 高造路    | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 菅沼     | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 西高峰    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺分-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺分-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍵掛     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合-1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合-2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合-3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下屋地-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下屋地-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下屋地-3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩倉     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに飯豊町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 沢田沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 沢田東沢-1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 沢田東沢-2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大袖野沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|       |          |     |
|-------|----------|-----|
| 南高野沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 柴倉南沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 天屋沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 原ノ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大沢北沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 八ヶ森沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 西八ヶ森沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 西清水沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 清水沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 東清水沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 鳥屋沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 折立沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 裏山沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 小沼沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 天戸屋沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 大日沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 入湯ノ沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 所沢    | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 丸山沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 蟹ヶ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 田代沢北沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 若宮神社沢 | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 畑造路沢  | 別紙図面のとおり | 土石流 |
| 滝ノ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 堀切沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 西高峰   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺分－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺分－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍵掛    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合－2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 落合－3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下屋地－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下屋地－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下屋地－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩倉    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに飯豊町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第306号
- 2 指定の場所 南陽市櫛塚字太子堂408番3、409番1の一部、409番1先水路堤の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長59.65メートル
- 4 指定年月日 平成24年1月24日

#### 山形県告示第119号

次の開発行為は、完了した。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成23年10月17日 指令置総建第36号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東置賜郡川西町大字上小松字美女木1078番14、1118番1、1118番2、1118番3、1119番8、1176番15
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 米沢市徳町7番52号  
株式会社 本多建設



## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上市市役所において平成24年6月7日まで縦覧に供する。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター上山店  
上市市仙石字梅ノ木771番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧雄一郎
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧雄一郎  
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年9月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,813平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 300台
  - (2) 駐輪場の収容台数 65台
  - (3) 荷さばき施設の面積 320平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 69.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社コメリ  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後9時
    - ロ その他未定  
開店時刻 午前8時  
閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成24年1月27日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年6月7日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成24年6月7日まで縦覧に供する。

平成24年2月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ホーマックスーパーデポ天童店  
 天童市糠塚三丁目1番15号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 ホーマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号  
 代表取締役 石黒靖規
- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (変更前) 8,251平方メートル  
 (変更後) 9,653平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- イ 駐車場の収容台数  
 (変更前) 372台  
 (変更後) 200台
- ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
 (変更前) 78台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 20台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- ハ 荷さばき施設の位置及び面積  
 (変更前) 529.55平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 788.55平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (変更前) 17.64立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
 (変更後) 24.03立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| ホーマック株式会社     | 午前7時30分 | 午後10時   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| ホーマック株式会社     | 午前7時30分 | 午後10時   |
| その他の小売業者      | 午前10時   | 午後10時   |

- 4 変更年月日  
 平成24年9月14日

5 届出年月日

平成24年1月13日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年6月7日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成23年3月22日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成24年2月7日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関       | 指 摘 事 項                     | 措 置 の 内 容                                                |
|--------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 水産試験場        | 予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。 | 物品の調達にあたっては、計画的・効率的に行うとともに、在庫を適正に管理するよう改善しました。           |
| 工業技術センター     | 支出負担行為が適切でないものがある。          | 支出負担行為を行うにあたっては、支出科目の誤り等がないよう複数職員による確認を徹底するよう改善しました。     |
|              | 支出事務が適切でないものがある。            | 支出事務の執行にあたっては、内部チェック体制を強化し複数職員による予算額の確認を徹底するなどの改善を行いました。 |
| 高度技術研究開発センター | 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。 | 工事等の事務執行にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。                   |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成23年10月18日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成24年2月7日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関    | 指 摘 事 項               | 措 置 の 内 容                                                          |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁建設部 | 契約の締結又は履行が適切でないものがある。 | 契約事務の執行にあたり、関係法令を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化し、適正な事務執行を図るよう改善しました。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成23年11月4日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成24年2月7日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関        | 指 摘 事 項                | 措 置 の 内 容                                                                                                           |
|---------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。 | 未収金等の債権管理にあたっては、債権管理マニュアルに照らして相続人調査の徹底を期すとともに、訪問・電話・文書による催告等を強化して収納促進を図るよう改善しました。                                   |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。 | 旅費の支出事務にあたっては、旅行命令登録者の入力状況確認体制の強化、及び旅費担当者間での業務応援体制により速やかな事務処理を徹底するとともに、支払遅延の防止のため、財務会計システムでの定期的な執行状況の確認を行うよう改善しました。 |
|               | 補助金の交付事務が適切でないものがある。   | 補助金の交付事務の執行にあたっては、適切な事務処理期間となるよう、申請見込み者に対して交付決定時期を明示し、また、チェックシートやイントラ情報システムを活用した複数職員による確認体制の強化等、進行管理の徹底を図るよう改善しました。 |
| 庄内総合支庁建設部     | 補助金の交付事務が適切でないものがある。   | 補助金の交付事務の執行にあたっては、適切な事務処理期間となるよう、申請見込み者に対して交付決定時期を明示し、また、チェックシートやイントラ情報システムを活用した複数職員による確認体制の強化等、進行管理の徹底を図るよう改善しました。 |
| 置賜総合支庁総務企画部   | 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。 | 指摘のあった延滞金についても、本税と同様に徹底して計画的な納税催告を行うとともに、滞納金整理個票等を活用し催告実施の有無を定期的に確認するよう改善しました。                                      |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 支出負担行為が適切でないものがある。     | 支出負担行為の事務の執行にあたっては、事業計画作成時に工事内容や目的を精査し、予算主幹課及び執行課で事業採択要件を相互に確認しながら事業を執行するよう改善しました。                                  |
|               | 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。 | 適正な旅行命令及び復命並びに速やかな旅費支給を行うよう、職員に周知徹底を図るとともに、定期的に期限を定めた手続きを行うよう改善しました。                                                |

|                                                 |                                   |                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>商工観光部産業政策課<br/>工業振興課<br/>観光交流課<br/>経済交流課</p> | <p>旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。</p>     | <p>所属職員に対し、財務会計システムへの旅行命令登録及び復命登録を速やかに行うよう周知するとともに、迅速な決裁処理が行われるよう、決裁設定等の再確認を行っています。</p> <p>併せて、旅費支給事務の処理状況について定期的に確認を行うとともに、遅滞している職員に対し、随時、注意喚起・指導を行うよう事務処理体制の改善を行いました。</p> |
| <p>農林水産部農政企画課</p>                               | <p>収入の調定が適切でないものがある。</p>          | <p>国庫支出金等の収入調定の執行にあたっては、交付決定通知受理後、事業担当者が調定事務担当者へ直ちに調定の依頼をするよう徹底するとともに、複数職員による事務の進捗管理を行うよう事務処理体制の改善を行いました。</p>                                                               |
| <p>農林水産部新農業推進課</p>                              | <p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>      | <p>所管する委託契約業務に関して、事務執行チェックシートを作成し、事務手続き段階に応じて、決裁権者及び業務総括者が業務の進捗状況を把握できるよう可視化を図る等の改善を行いました。また、事務処理の適正化の徹底について、所属職員に対して注意喚起を促しております。</p>                                      |
| <p>農林水産部森林課</p>                                 | <p>予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。</p> | <p>予算の執行にあたっては、「チェックリスト」を作成し、事業採択時に採択要件を予算主幹課及び執行課で確認するよう改善を行いました。</p>                                                                                                      |
| <p>健康福祉部障がい福祉課</p>                              | <p>不納欠損処分が適切でないものがある。</p>         | <p>適正な債権管理に努めるとともに、時効が完成した案件については、直ちに不納欠損処分を行うよう努めます。</p>                                                                                                                   |
| <p>生活環境部生活文化課</p>                               | <p>補助金の交付事務が適切でないものがある。</p>       | <p>補助金の交付事務にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、補助金事務処理の進行管理を複数職員による確認を徹底するよう改善しました。</p>                                                                                                   |
| <p>教育庁総務課</p>                                   | <p>収入の調定が適切でないものがある。</p>          | <p>収入事務の調定にあたっては、関係法令等に基づき、速やかに調定手続きを行うよう注意喚起するとともに、複数職員による事務チェック体制を強化しました。</p>                                                                                             |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成23年2月15日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成24年2月7日

山形県監査委員 船 山 現 人  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
 山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

| 監査実施団体名       | 指 摘 事 項                                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                                              |
|---------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財団法人山形県水産振興協会 | 寄附行為の規定に基づく理事会の議決を得ないで、資産の運用をしているものがある。 | <p>当該資産運用につきましては、理事会での追認、再発防止に向けた資産運用規程の策定という改善状況を確認いたしました。</p> <p>なお、本法人の運営につきましては、経営改善中期計画に基づき経営の健全化が図られ、新公益法人へのスムーズな移行が図られるよう、引き続き適切に指導してまいります。</p> |